

「Nursing now in IBARAKI」 ～看護の心をみんなの心に～

開催のお知らせ

茨城県看護協会では、中学生・高校生に看護の心に触れていただき、「看護への道」へ進んでいただくきっかけとなるよう、「Nursing now in IBARAKI ～看護の心をみんなの心に～」をオンラインで開催します。

新型コロナウイルスを乗り越え、そして、高齢社会を支えていくためには、看護の心、助け合いの心を私たち一人ひとりが分かち合い、そして、次の世代に受け継いでいく必要があります。さまざまな配信コンテンツや企画を随時更新していきますので、ぜひご覧ください。

- ▶ **内 容** 中学生・高校生等向けの動画やメッセージ、クイズなどをオンデマンド無料配信
※茨城県看護協会ホームページ・YouTube から配信
その他、情報発信や参加型の企画もあります。皆様からの応募をお待ちしています。
- ▶ **配信期間** 令和4年3月まで
※コンテンツ配信期間は、新型コロナウイルス感染拡大状況により変更となる場合があります。



配信はこちらから

配信コンテンツ

① オンライン座談会

高校生、看護学生、現役看護職を囲んで、「先輩からのアドバイス」や「看護職になっての喜び」などを語り合う座談会を開催します。

③ ナースクイズ

気軽に看護の知識にふれてもらえるよう、看護職に関するクイズを出題します。正解者の中から抽選で看護の日グッズをプレゼントします。

⑤ ラッピングバス

中高生をはじめ、広く看護職をPRすることを目的に、**ラッピングバス茨城県看護協会号**を、茨城交通株式会社様と共同のうえ制作しました。今年度はデザインを刷新し、主に水戸市内と周辺市町村を10月より運行しています。

② 「Nursing now 元気の歌」ダンス

日本看護協会では、「Nursing now 元気の歌」のダンスを制作しました。県民の皆様が、実際に踊っていただいた動画をホームページに掲載します。県内高校・大学ダンス部や看護職員の方のご応募をお待ちしています。

④ 看護職になるための情報発信

看護職になるための有益な情報（職能別資格取得方法、奨学金情報、県内看護師等養成機関情報など）をリーフレット等にまとめ、県内高等学校へ送付します。

⑥ 応援ビデオメッセージ

県内にゆかりのある著名人から、コロナ最前線で活躍している看護職や、これから看護職を目指す若者への応援メッセージを掲載します。

▶ **主 催** 茨城県・公益社団法人 茨城県看護協会

【問合せ先】 公益社団法人 茨城県看護協会・茨城県ナースセンター
☎ 029-221-7021

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働保険とは、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

○労災保険とは

業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

○雇用保険とは

労働者が失業した場合や、労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行います。また雇用保険には、雇用調整助成金などのように、事業主等に支給される各種助成金もあります。

法律により農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。また、アルバイト・パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署またはハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城労働局 労働保険徴収室

☎ 029（224）6213

茨城県最低賃金が

「時間額879円」に引き上げられました

茨城県最低賃金は、令和3年10月1日（金）から時間額879円（28円引上げ）に改定されました。

年齢やパート・学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城労働局 賃金室

☎ 029（224）6216

【お知らせ】

最低賃金引上げに向けた事業者（特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業・小規模事業者）への支援として、次の相談窓口や助成金が利用できます。

▼専門家による無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター

☎ 0120（971）728

▼業務改善助成金

右記センターまたは茨城労働局雇用環境・均等室

☎ 029（277）8294

全国健康保険協会（協会けんぽ）加入の皆さまへ
ご家族が扶養から外れたら手続きが必要です

健康保険では、ご家族が被扶養者の条件を満たさなくなった場合、被保険者（お勤めされているご本人）の会社を通して、被扶養者から外す手続きを行っていただく必要があります。その際は、保険証も速やかに、会社にご返却をお願いします。

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけています。

詳しくは「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。だくか、茨城労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayosehoushi/>

【問合せ先】 茨城労働局 雇用環境・均等室

☎ 029（277）8295

【問合せ先】 協会けんぽ茨城支部 業務グループ

☎ 029（303）1582

被扶養者の条件を満たさなくなった場合とは、就職したときや別の扶養家族になったとき、75歳以上になったとき、年間収入が130万円（60歳以上は180万円）以上となったときなどです。

また、10月に被保険者の会社へ、扶養の加入状況の確認作業をお願いします。皆様のご協力をお願いします。